
令和3年度 地域の子どもの福祉のための助成

大阪府共同募金会

【助成要綱】

《趣旨》

本助成事業は、コロナ禍のもと、地域の子どもたちを取り巻く福祉課題がますます多様化している現状をふまえ、大阪市内における子どもの貧困や虐待の防止の活動を推進することを目的として実施するものであり、大阪市内に本社を有する企業からのご寄付を原資として、社会福祉法人・団体、特定非営利活動法人等による、施設に入所している子どもたちへのケアや、地域で生活に対する子どもたちへの支援活動を中心に助成を行います。

《事業の対象》

- (1) 大阪市内に所在する児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設
- (2) 大阪市内において活動する里親会等里親支援を行う団体、ひとり親家庭など困窮している子どもと家族のための支援を行う団体(*)で、「本当に支援が必要な子ども達に届く助成先」と認められる団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意団体を含む）

(*)「子どもの貧困や虐待防止」のための施設、団体の例示

- ・子どもの虐待防止活動を行う団体
- ・生活困窮世帯等の子どもの進学支援、社会的養護施設退所時の進学・生活支援等経済的支援を行う団体
- ・就学援助、奨学金支援、学習支援等を行う団体（貧困、生活困窮を理由とするものに限る）
- ・その他、困窮している子どもと家族のための支援を行う団体

《想定される活動内容例》

- ・虐待を受けた子どもの心のケア
- ・地域との連携・地域貢献活動
- ・自立に向けた独自プログラムの作成・実施
- ・退所時の進学・生活支援
- ・貧困の連鎖防止につながる親の就業支援
- ・子どもの処遇環境改善
- ・新型コロナウイルス感染防止対策

※上記以外の活動が対象外というわけではありませんが、できるだけ施設・法人としての独自性のある活動に対して助成したいという意向がありますので、その点にご留意ください。

《対象費目》

- (1) 拠点整備費
- (2) 備品整備費
- (3) 会場費・会議費
- (4) 旅費交通費
- (5) 通信運搬費
- (6) 印刷消耗品費
- (7) 人件費、謝金
- (8) その他、上記の《想定される活動内容例》に沿った費目

※ただし、以下の費目については対象としない。

- ・団体の活動維持が目的であると判断されるもの
- ・子どもの貧困及び虐待防止等に係る事業に直接関わると判断できないもの

《助成による事業実施》

令和3年4月～令和4年3月末までに実施される活動を原則とする。

ただし事業実施にあたっては、令和4年7月末まで期間の延長を認める。

《助成額》

1施設、1法人団体あたり100,000円からの申請を受け付け、上限金額は2,000,000円とする。

助成率は、事業費総額の100%以内とする。

※複数の施設を運営している法人の場合は、施設相互間での助成要望額の調整は可能とします。

※児童養護施設における分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設、乳児院における分園型小規模グループケアについては、本園と同一会計区分に属する場合はあわせて1施設として扱います。

《助成申請受付期間》

令和3年12月1日(水)から12月28日(火)まで

・「令和3年度 地域の子どもの福祉のための助成申請書」(様式1)並びに添付書類を本会に提出してください。

※押印は不要とします。申請書は、WordまたはExcelで作成していただき、データで提出(送信)してください。添付書類は、郵送してください。

◎添付書類(郵送により提出してください)

・定款または団体の会則

・「令和3年度 地域の子どもの福祉のための助成申請事業の収支見込み」(様式2)

(上記、《対象費目》のうち、(1)拠点整備費・(2)備品整備費が含まれる場合は見積書・カタログ等(申請段階で一業者の見積りで可、インターネットの販売サイトの画面の印刷でも可)を提出してください)

※対象費目単位に、積算根拠を明示して記載してください。

《助成の決定について》

令和4年1月下旬に文書で通知します。

《助成事業の報告及び助成金の送金について》

・指定の様式により、法人名、施設名、活動名称、活動の目的、活動の対象者と対象人数、助成金の使途内訳、具体的な活動内容を、事業の決算報告と活動写真を添えて、令和4年4月29日(金)まで(延長が認められた場合は事業完了後1か月以内)に本会に提出してください。本会で確認のうえ、助成金を指定の口座に送金します。

・なお、本会に提出された報告は、中央共同募金会を通じて、寄付者に報告されます。

できるだけ、子どもたちからのありがとうメッセージ(寄せ書き)や写真、活動レポートなど視覚的に活動内容がわかるような資料を提出してください。(プライバシー保護には十分ご注意ください)

※様式については、後日メールで送付します。

※共同募金会またはご寄付先企業へのお礼状の提出をお願いする可能性があります。その場合も別途お知らせします。

<問合わせ先・書類提出先>

社会福祉法人大阪府共同募金会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54

大阪社会福祉指導センター2F

TEL 06-6762-8717 FAX 06-6762-8718

E-mail ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp

受付は、祝・祭日を除く月～金曜日の9:00～17:30